物件明細

	‡番号 2	所在地 (路線名)		石二丁目103番1の一部外 仮高槻京都線 野々宮跨道橋 下(北側))	交通 機関		−ル 沢良宜駅 勺 2.8km	最 低 占用料 (年額)	1,257,480円/年	占用期間	5年	
土地	土地の概要							特記事項				
面	面 積 占用許可対象面積 1,497 m ²					1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。利用形態については、「大阪府道路占用許可基準:高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。						
接面	面道路	北側:府道・幅員約 5m・舗装 有・高低差 無・北東行一方通行 南側:府道・幅員約 5m・舗装 有・高低差 無・南西行一方通行					2 占用期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。					
の状況						3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府茨木土木事務所及び大阪府茨木警察署と協議し、許可を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府茨木土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場						
 	都 市計画法	市街化区域内 用途地域 準住居地域					所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負担 となります。					
		=				(お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代)						
令に		建ペい率		0% 容積率	1,,,,,,,	200%	大阪府茨木警察署 交通課 電話 072-622-1234(代)					
基 づく 制	その他 の 法令等					4 対象地付近の道路標識等の移設又は撤去はできません。また、対象地内には電気マンホールが設置されており、施設の関係者が立ち入ることがあります。マンホール上には物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、占用者の負担となります。						
その	他条件	- 火気厳禁					5 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等					
供	区分	配管等 対象地周辺	の状況 対象地内	- 照会先及び電話番号			の処理については、茨木市と協議して下さい。 (お問い合わせ先) 茨木市建設部 下水道施設課 電話 072-620-1667					
給	公営 本管 引込管 茨木市水道部営業課											
処 理	水道	有	無	072-620-1691			┃ 6 電気の引込みについては、大阪府茨木土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議し てください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占用者において行ってくださ					
施設	電気	電視 引込線 関西電力送配電(株) コンタクトセンター 有 無 0800-777-3081			い。なお、本府道(歩道を含む。)上には電柱を設置することができません。 (お問い合わせ先)							
の	都市	本管	引込管		、阪ガスネットワーク(株) 導管情報センター 6-6202-2141			大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代)				
状	ガス	有	無	06-6202-2141				関西電力送配電(株) コンタクトセンター 電話 0800-777-3081				
況	公共	本管	引込管	茨木市建設部下水道施設課 072-620-1667							(東西へつづか	
	下水道									(裏面へつづく)		

特記事項

7 対象地へ電力等を供給する際、道路を跨いだ架線での供給は出来ません。地中か 11 ら供給してください。工事については大阪府茨木土木事務所及び供給処理施設機関 と協議してください。また、大阪府茨木警察署と協議し事前承認を得てください。

(お問い合わせ先)

大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 大阪府茨木警察署 交通課 電話 072-622-1234(代)

- 8 対象地の実地調査を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、占用者の負担となります。
- 9 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占用者の負担となります。

次回の定期点検は、令和8年度又は令和9年度に実施を予定しており、点検期間は2週間程度を予定しております。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府茨木土木事務所と協議してください。

(お問い合わせ先)

大阪府茨木土木事務所 維持保全課 電話 072-627-1121(代)

10 対象地には、過去の駐車場施設の一部が存置されております。区画線と車止めに 関しては、現状のまま占用となりますので、あらかじめご了承ください。

区画線は一部消えているところがあります。車止めは一部外れているところや、設置されていないところがあります。撤去して使用いただくことは可能ですが、撤去にかかる費用は全て占用者の負担となりますので、ご了承ください。なお、現状の区画線と車止めを撤去して使用した場合は、占用許可期間満了時の原状回復処置の対象外とします。

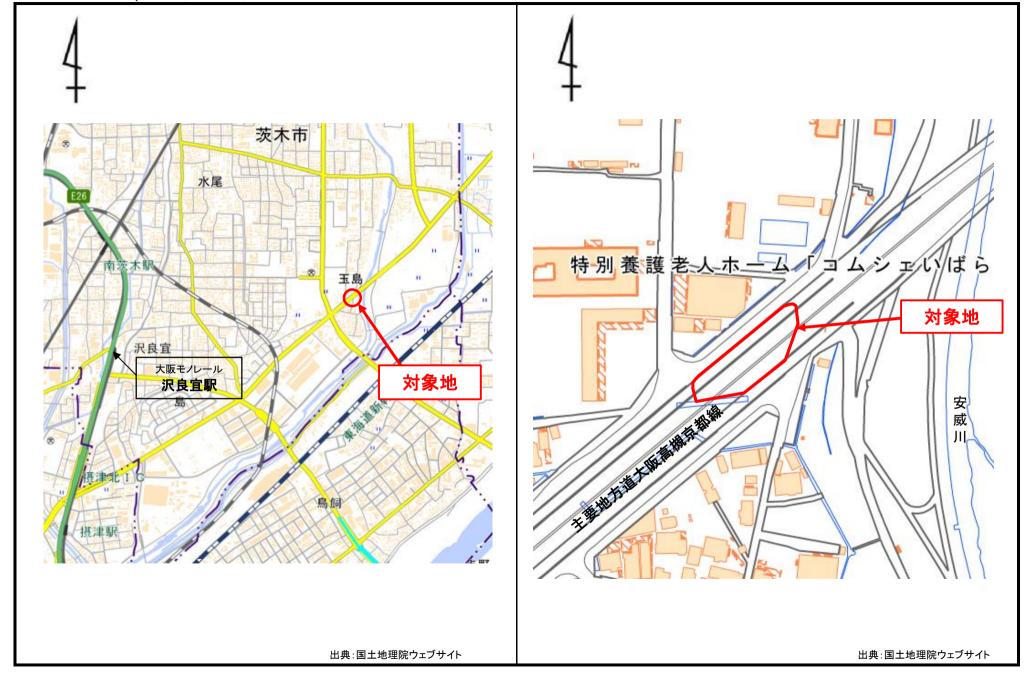
取り外してある照明灯に関しては、占用者が希望する場合、譲渡します。なお、照明灯の設置にかかる費用は全て占用者の負担となりますのでご了承ください。また、譲渡した場合、照明灯は全て占用者の所有施設となり、原状回復処置の対象となります。不要の場合は占用開始日までに撤去します。ただし、照明灯柱基礎は存置のまま占用となりますので、あらかじめご了承ください。利用にあたっては、大阪府茨木土木事務所と協議してください。

(お問い合わせ先)

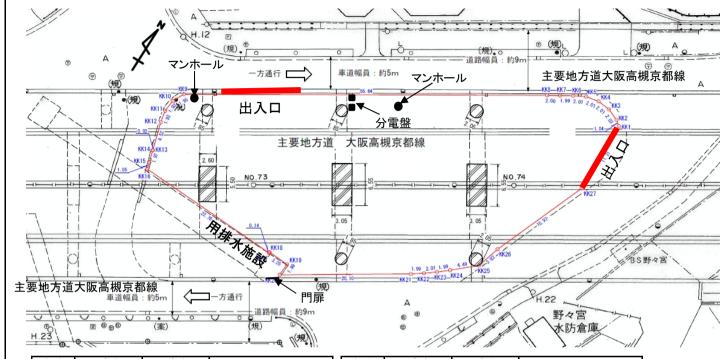
大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代)

- 11 跨道橋下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石 灰水の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承くださ い。
- 12 対象地の上にある跨道橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。特に初夏までは多数の鳥が飛来し、大量の糞を落とします。
- 13 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占用者において行ってください。
- 14 対象地外の府所有地(管理フェンスやその周辺など)の損傷等について、対象地の占用に 起因する場合、占用者に復旧を求めることがあります。また、対象地外の府所有地について も、対象地と同様に良好な管理を行ってください。
- 15 管理フェンス内の対象地外には、茨木市神安土地改良区が管理する用排水施設があります。用排水施設の利用のため、関係者が管理フェンス門扉を利用して、管理フェンス内の対象地外に立ち入ることがあります。対象地と隣接する施設となりますので、占用時は上記施設に支障とならないようご配慮願います。

(1)位置図 (物件番号:第2号)



(2)平面図・丈量図 (物件番号:第2号)



点名	X座標	Y座標	$X \cdot (Y_{n+1}-Y_{n-1})$
KK1	9. 121	2. 124	-88. 382490
KK2	8.893	1.104	-25. 318371
KK3	7. 996	-0.723	-26. 266860
KK4	6.608	-2. 181	-16. 262288
KK5	4.858	-3. 184	-7. 058674
KK6	2.895	-3.634	-2. 223360
KK7	0.929	-3.952	-0.601992
KK8	-1.051	-4. 282	9. 330778
KK9	-56.040	-12.830	437. 112000
KK10	-57.843	-12.082	-121. 412457
KK11	-59. 235	-10.731	-179. 126640
KK12	-60.179	-9.058	-348. 917842
KK13	-62.040	-4.933	-255. 356640
KK14	-62.060	-4.942	-111. 273580
KK15	-62.862	-3.140	-173. 499120

F #2	V ch læ	なられる	77 /77 4 77 4	
点名	X座標	Y座標	$X \cdot (Yn+1-Yn-1)$	
KK16	-63.305	-2. 182	-1054.914520	
KK17	-46.830	13. 524	-730. 922640	
KK18	-46.724	13. 426	-100. 503324	
KK19	-44.365	15.675	-163. 884310	
KK20	-45.743	17. 120	-198. 341648	
KK21	-25.845	20.011	-79. 395840	
KK22	-23.854	20. 192	-7.347032	
KK23	-21.840	20. 319	-3. 188640	
KK24	-19.842	20. 338	0. 694470	
KK25	-15.352	20. 284	32. 530888	
KK26	-12.133	18. 219	115. 142170	
KK27	2.010	10. 794	-32. 350950	
倍面積		3131. 738912		
面積			1565. 869456	
地 積			1565. 87	

控除面積

 $\pi / 4 \times 2.05^{2} \times 2=6.601$ $\pi / 4 \times 1.85^{2} \times 3=8.064$ $3.05 \times 6.55 \times 2=39.955$ $2.60 \times 5.50 \times 1=14.300$

計:68.92m2

貸付面積: 1565.87-68.92=1496.95m2

占用面積: 1497m2

(小数点切り上げ)

図	面	Ī	名	占用	平面・丈	量 図
作	成年	月	П	令 和	5 年 10 月	2 日
事	業	者	名	大	阪	府